

都独自の固定資産税等の軽減措置の取扱いについて

- 東京都主税局 -

都独自の固定資産税・都市計画税の軽減措置について、次のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせします。

- 1．商業地等に対する負担水準の上限引下げ措置
- 2．小規模非住宅用地に対する減免措置
- 3．小規模住宅用地に対する軽減措置
- 4．新築住宅に対する減免措置

1．～3．については、平成20年度においても継続します。

4．については、創設当時の目的を概ね達成している状況等を踏まえ、現行の適用期限を1年間延長する経過措置を講じた上で、廃止します。

<適用期限>

(現行)平成20年1月1日新築分まで 平成21年1月1日新築分までで終了

なお、1．及び3．の措置については、都税条例改正案を平成20年第1回東京都議会定例会に提案する予定です。

〔参考〕 都独自の固定資産税等の軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽減の割合等
商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	創設 平成17年度 目的 ・負担水準の不均衡を是正 ・過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税の負担水準65%に相当する税額まで軽減
小規模非住宅用地 (面積400平方メートル以下の土地のうち200平方メートルまでの部分)	創設 平成14年度 目的 ・過重な負担の緩和 ・中小企業の支援	固定資産税、都市計画税の2割減免
小規模住宅用地 (面積200平方メートルまでの部分)	創設 昭和63年度 目的 ・都民の定住確保 ・地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税の2分の1軽減
新築住宅 (平成12年1月2日から平成20年1月1日までに新築された住宅)	創設 平成12年度 目的 ・景気対策 ・良質な住宅ストックの形成	(新築から3年間) 固定資産税、都市計画税の全額～2分の1減免

平成21年1月1日まで延長した上で廃止する。

お問い合わせ先

主税局税制部税制課

電話 03-5388-2949

